

仕様書

1 委託業務の名称

まちなかりビング事業企画・運營業務

2 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 委託金額の上限

金5,000,000円(税込)

4 委託料の支払条件

原則、当区において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受注者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

6 事業概要

本市では、多様な主体で作り合う街づくりの推進事業において、区役所等における公共空間のアップデートを行っている。その中で、区Hubと図書館による連携プロジェクトとして、西京区役所及び洛西支所の庁舎や庁舎前スペースをアップデートし、若者の居場所や地域の交流拠点となるサードプレイスを多様な主体とともに創り上げている。

本事業は、西京区役所洛西支所において、「まちなかりビング事業」の企画・運営により、ロビーや支所前の歩行空間を、単なる「通過空間」から人々が自然と足を止め、心地よく過ごせる「滞在空間」へと転換し、新たな気づきや出会いを生み出す空間に変え、公共スペースに新たな価値を見出すことを図るものである。

7 委託内容

まちなかりビング事業の企画・運営に係る以下の業務を、当区が別途調達・導入する日本建築協会U-35委員会が開発したnomadogiを用いながら行うこと。

- (1) nomadogiの運用に係るマニュアル(職員用及び利用者用)を作成すること。
- (2) nomadogiを貸し出すにあたり、申請、使用手順、返却、在庫管理の仕組みを構築すること。
- (3) 公共空間をアップデートし交流拠点として新たな価値を見出すため、地域住民が参加するワークショップなどのプログラムを実施すること。
- (4) 業務を推進するに当たり人員体制を確保するとともに、スケジュール管理や関係者、関係団体との調整等の進捗管理を行うこと。
- (5) 事業を実施するに当たっての印刷物のデザイン・印刷(印刷物の内容や数量は、本市と協議のうえ決定する)を行うこと。
- (6) 受注者は、本業務の実施にあたり、当区が指定する公共空間活用やマネジメントスキーム等に関する専門的知見を有する外部の有識者等(必要に応じて、会議への出席、資料確認、助言、意見の提出その他本業務の実施に必要な専門的支援を行う)から意見聴取を行うこと。

なお、有識者等への意見聴取に係る報酬、交通費その他必要な費用は委託金額に含まれるものとし、実施方法、日時、報酬額等については当区と協議のうえ決定する。

8 提出物

- (1) 印刷物、資料等
データ及び書面等により、作成後速やかに提出すること。
- (2) 実施報告書
本業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。
※ 報告書については事前に案を作成し、当区担当職員の承認を得た後に本成果物として提出すること。
- (3) 請求書
業務終了後、データ又は書面により速やかに提出すること。
- (4) その他本市が指示するもの
上記のほか、当区からの指示に応じて本業務に関する資料を提出すること。

9 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 受注者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。
- (3) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、当区の担当職員に確認し、その指示に従うこと。
- (4) 各種法令及び基準等を守ること。

10 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

11 その他

- (1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者は本市の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は当区が定めるものとする。